

歯科診療報酬点数表（令和4年4月版） web追補⑨

（令和5年12月・社会保険研究所）

web追補は、原則として材料価格等の改正のみに対応した追補となります。

- ・「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（令和5年12月28日厚生労働省告示第342号）（令和6年1月1日適用）
- ・「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」等の一部改正について」（令和5年12月28日保医発1228第1号）（令和6年1月1日適用）

により、材料価格・材料料点数の一部が改正されます。

- 「「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」等の一部改正について」（令和5年12月28日保医発1228第1号）（令和6年1月1日適用）

※以前のweb追補で改正のあった部分は青色のアミを附しています。

頁	保険医療材料料	令和5年12月まで	令和6年1月から
190頁	M002 支台築造（1歯につき） 1 間接法 (1) <u>メタルコアを用いた場合</u> イ 大白歯	83点	84点
196頁	M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) <u>インレー</u> <u>複雑なもの</u> (2) <u>4分の3冠</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ <u>インレー</u> a <u>単純なもの</u> b <u>複雑なもの</u> ロ <u>5分の4冠</u> ハ <u>全部金属冠</u> (2) 小白歯・前歯 イ <u>インレー</u> a <u>単純なもの</u> b <u>複雑なもの</u> ロ <u>4分の3冠</u> ハ <u>5分の4冠</u> ニ <u>全部金属冠</u> 3 銀合金 (1) 大白歯 イ・ロ（略） ハ <u>全部金属冠</u>	1,151点 1,438点 372点 688点 866点 1,089点 253点 504点 622点 622点 780点 65点	1,179点 1,473点 365点 675点 849点 1,069点 248点 494点 610点 610点 765点 66点

	(2) 小臼歯・前歯・乳歯 イ インレー a (略) b 複雑なもの ロ 4分の3冠(乳歯を除く。) ハ 5分の4冠(乳歯を除く。) ニ (略)	30点 37点 37点	31点 38点 38点
197頁	M010-3 接着冠(1歯につき) 1 金銀パラジウム合金(金12%以上) (1) 前歯 (2) 小臼歯 (3) 大臼歯 2 銀合金 (1) 前歯 (2) 小臼歯 (3) (略)	622点 622点 866点 37点 37点	610点 610点 849点 38点 38点
198頁	M010-4 根面被覆(1歯につき) 1 根面板によるもの (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) イ 大臼歯 ロ 小臼歯・前歯 (2) (略)	372点 253点	365点 248点
198頁	M011 レジン前装金属冠(1歯につき) 1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合 2 銀合金を用いた場合	971点 105点	953点 106点
203頁	M017 ボンティック(1歯につき) 1 鋳造ボンティック (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) イ 大臼歯 ロ 小臼歯 (2) (略) 2 レジン前装金属ボンティック (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合 イ 前歯 ロ 小臼歯 ハ 大臼歯 (2) (略)	1,254点 945点 754点 945点 1,254点	1,231点 927点 740点 927点 1,231点
207頁	M020 鋳造鉤(1個につき) 1 14カラット金合金 (1) 双子鉤 イ 大・小臼歯 ロ 犬歯・小臼歯 (2) 二腕鉤(レストつき) イ 大臼歯 ロ 犬歯・小臼歯 ハ 前歯(切歯) 2 金銀パラジウム合金(金12%以上)	1,491点 1,213点 1,213点 932点 717点	1,528点 1,243点 1,243点 954点 735点

	(1) 双子鉤 <u>イ 大・小白歯</u> <u>ロ 犬歯・小白歯</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) <u>イ 大白歯</u> <u>ロ 犬歯・小白歯</u> <u>ハ 前歯 (切歯)</u>	<u>1,003点</u> <u>784点</u>	<u>984点</u> <u>770点</u>
207頁	M021 線鉤 (1個につき) 2 14カラット金合金 (1) 双子鉤 (2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>712点</u> <u>550点</u>	<u>729点</u> <u>563点</u>
208頁	M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき) 1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金12%以上), 線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 (2) 犬歯・小白歯 (3) 大白歯	<u>278点</u> <u>299点</u> <u>344点</u>	<u>272点</u> <u>294点</u> <u>338点</u>
208頁	M021-3 磁性アタッチメント (1個につき) 2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料 (1歯につき)) (1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上) <u>イ 大白歯</u> <u>ロ 小白歯・前歯</u> (2) 銀合金 <u>イ (略)</u> <u>ロ 小白歯・前歯</u>	<u>688点</u> <u>504点</u> <u>30点</u>	<u>675点</u> <u>494点</u> <u>31点</u>
209頁	M023 バー (1個につき) 1 鑄造バー (1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	<u>1,608点</u>	<u>1,577点</u>

- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（令和5年12月28日厚生労働省告示第342号）（令和6年1月1日適用）

286頁

VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格				
品名	単位	令和5年12月まで	令和6年1月から	
002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用（J I S 適合品）	1 g	7,183円	7,358円	
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用（J I S 適合品）	1 g	7,166円	7,341円	
004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1 g	7,316円	7,491円	
005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S 適合品）	1 g	7,143円	7,318円	
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S 適合品）	1 g	3,095円	3,037円	
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S 適合品）	1 g	3,832円	3,807円	
011 歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品）	1 g	157円	158円	
012 歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品）	1 g	190円	191円	
013 歯科用銀ろう（J I S 適合品）	1 g	272円	273円	